

令和6年能登半島地震に伴う 被災者支援一覧

被災した市民の皆さまに対する、県と市などの主な支援をまとめました。
詳しくは問合せ先にご連絡ください。

令和6年5月8日現在

区分	項目	内容	り災証明書の要否	問合せ先	
被災者の生活確保	相総談合	① 被災に関する困りごとの各種相談	市民課総合案内（市役所1階）にて相談を受けて、担当課へ案内	不要	市民課 ☎74-8100
	見舞金	② 災害見舞金の支給	住宅の全壊世帯に10万円、半壊世帯に5万円、一部損壊で住めない世帯に2万円	必要	福祉介護課 ☎74-8111
		③ 知事見舞金の支給	住宅の全壊世帯に10万円、半壊世帯に5万円	必要	福祉介護課 ☎74-8111
		④ 災害障害見舞金の支給	心身に重度の障害を受けた世帯の生計維持者250万円 その他の人に125万円	不要	福祉介護課 ☎74-8111
		義援金	⑤ 住家被害に対する義援金（県義援金・市義援金）	り災証明書の被害認定の程度に応じた第1回配分額【県義援金】2万円～60万円【市義援金】5,000円～10万円	必要
	生活支援	⑥ 各種補助金などの申請書作成支援	各種補助金などの申請に当たり、申請書の作成が困難な高齢者世帯などを対象に、富山県行政書士会と連携して、無料で申請書を作成	不要	地域振興課 ☎74-8013
		⑦ 被災者生活再建支援金の支給	住宅が全壊、半壊又は準半壊した世帯などに、被害の程度などに応じて10万円～300万円（1人世帯は4分の3の額） 【申請期限】基礎支援金 令和7年1月31日(金) 加算支援金 令和9年1月31日(日)	必要	市民課 ☎74-8010
		⑧ 高校の授業料などの免除	住宅が全壊、半壊した人の高校（県立・私立とも）の授業料などを免除	詳細はお問い合わせください。	【公立】 県立学校課 ☎076-444-3448 【私立】 県学術振興課 ☎076-444-3159
被災者の生活確保	資金貸付	⑨ 災害援護資金の貸付け	1か月以上の負傷、または住宅・家財に被害を受けた世帯主に、被害の程度などに応じて150万円～350万円	必要	福祉介護課 ☎74-8111
		⑩ 生活福祉資金（緊急小口資金）の特例貸し付け	被災した世帯に緊急・一時的に必要な生活費を貸し付け【限度額】原則10万円以内（特別の場合20万円以内）	不要	氷見市社会福祉協議会 ☎74-8407
		⑪ 災害復旧資金の貸し付け	勤労者またはその家族に住宅の復旧などに必要な資金を貸し付け【限度額】150万円	詳細はお問い合わせください。	北陸労働金庫の各支店
		⑫ 住宅融資	被災した住宅を対象に、(独)住宅金融支援機構の災害復興住宅融資などを適用 ※長期・固定金利、補修も対象、築年数制限なし	詳細はお問い合わせください。	住宅金融支援機構 ☎0120-086-353
	災建証程物明度の被災	⑬ り災証明書の発行手数料の免除	公的支援や保険請求などの申請手続きに必要な建物の被災の程度を証明する「り災証明書」の発行手数料を免除	—	税務課 ☎74-8045

区 分		項 目	内 容	り災証明書の 要否	問合せ先
	建物などの解体・撤去	⑭ 被災家屋などの公費での解体・撤去	全壊、半壊した住宅などを市が解体・撤去【申請期限】令和6年12月27日(金)	必要	環境保全課 ☎74-8082
		⑮ 危険老朽空き家等解体支援	空き家の解体・撤去費用の3分の2を補助【限度額】危険老朽空き家】50万円、老朽空き家(昭和56年5月31日以前に建築)30万円	不要	移住定住推進課 ☎74-8075
		⑯ 倒壊したブロック塀の撤去・建て替え	倒壊または倒壊のおそれがあるブロック塀の撤去や建て替えに必要な経費の3分の2を補助【限度額】撤去10万円、建て替え(撤去と設置)15万円	不要	都市計画課 ☎74-8078
		⑰ 地域がれき等撤去等支援	地域で実施する、がれきなどの撤去や災害ごみの仮置場などまでの運搬などの経費の10分の9を補助【限度額】300万円	不要	地域振興課 ☎74-8013
	災害ごみ	⑱ 災害ごみの仮置場での受け入れ	災害ごみの仮置場をふれあいの森第2駐車場で再開し、災害ごみを受け入れ【開設日】月曜日から金曜日 9:00～11:00、13:00～15:00 【受入条件】搬入許可証、身分証明書 ※搬入許可証がない場合は受付で身分証明書と災害ごみの状況写真の提示が必要 ※産業廃棄物の受け入れは不可 ※高岡広域エコクリーンセンター、不燃物処理センターでの受け入れは終了	不要	環境保全課 ☎74-8082
被災者の生活確保	住宅の確保	⑲ 応急住宅の提供	住宅が全壊、半壊した人などに市営住宅や民間賃貸住宅を借り上げて提供。家賃や敷金、共益費は免除。光熱水費は自己負担【提供期間】市営住宅：入居日から半年間 民間賃貸住宅：入居日から2年間	不要	都市計画課 ☎74-8079
		⑳ 県営住宅の一次提供	住宅が全壊、半壊した人に県営住宅を6か月間提供。家賃、敷金は免除。共益費、光熱水費は自己負担	詳細はお問い合わせ	県建築住宅課 ☎076-444-3358
		㉑ 住宅の部分修理	住宅が準半壊以上の被害を受け、屋根や窓、トイレ、浴槽など、生活に不可欠な部分の応急修理を市が業者と契約して実施(全壊の場合でも、修理により居住できる場合は対象)【限度額】全壊・半壊 70万6,000円 準半壊 34万3,000円 【完了期限】令和6年12月31日	必要	都市計画課 ☎74-8078
		㉒ 木造住宅の耐震改修補助・基礎補強等補助	準半壊以上のり災証明を受けた木造住宅で、①耐震改修と合わせて実施する基礎補強工事や住宅の沈下、傾斜対策への補助 ②現地での建て替え(基礎補強工事を実施するものに限る)への補助【補助率】5分の4【限度額】120万円	必要	都市計画課 ☎74-8079
		㉓ 合併処理浄化槽の修理等費用補助	住宅に設置されている被災した合併処理浄化槽本体の修理費用、入れ替え費用を補助【補助額】国の承認を得た額	不要	上下水道課 ☎74-8207
		地域インフラ	地域復興支援	㉔ 地域コミュニティセンター復旧支援	被災した地域コミュニティセンターの復旧経費の10分の9を補助【限度額】300万円
㉕ 地域生活基盤整備支援	国などの災害復旧事業や単独災害復旧事業の対象外となる道路や河川などを地域で復旧する経費の10分の9を補助【限度額】300万円			不要	地域振興課 ☎74-8013
㉖ 小規模農業用施設の復旧	地域が主体的に行う小規模な農業用施設の復旧にかかる経費の10分の8を補助【限度額】80万円			不要	ふるさと整備課 ☎74-8091

区分	項目	内容	り災証明書 の 要否	問合せ先
中小企業への支援	⑳ 事業所向けの災害に関する相談窓口	補助金や融資の申請などについて相談を受け付け	不要	氷見商工会議所 中小企業相談所 ☎74-1200
	㉑ 被災届出証明書の発行	事務所や店舗、倉庫、営業車両、機械設備などについて、被災者から市に届け出されたことを証明	—	商工観光課 ☎74-8105
	㉒ 小規模事業者持続化補助金「災害支援枠」	小規模事業者が商工会議所の助言を受けながら事業の再建に向けた計画を事業者自らが作成し、作成した計画に基づいて行う販路開拓などの取り組みにかかる費用を補助 【補助上限額】 直接被害（自社の事業用資産の損壊等）200万円 間接被害（売上減少）100万円 【補助率】3分の2	詳細はお問い合わせください。	氷見商工会議所 中小企業相談所 ☎74-1200
	㉓ なりわい再建支援補助金	中小企業者などの施設または設備で、損壊や使用困難になったものの復旧・整備に要する経費を補助 【補助上限額】3億円 【補助率】4分の3以内		県地域産業支援課 ☎076-444-3249
	㉔ 令和6年能登半島地震災害マル経（小規模事業者経営改善資金）	復旧により必要とする設備資金、運転資金を貸付 【限度額】1,000万円		氷見商工会議所 中小企業相談所 ☎74-1200
	㉕ 震災対策特別融資	被害を受けた中小企業者に設備、運転資金を融資 【限度額】1億円		県地域産業支援課 ☎076-444-3248
	㉖ 災害貸付	被災によって生じた損害を復旧するために必要な運転資金および設備資金を貸付 【限度額】3,000万円（各融資制度に上乘せ）		日本政策金融公庫 高岡支店 ☎0570-045028
	㉗ 小規模企業共済特別災害時貸付	所有する事業資産が直接被害に遭った契約者に対する事業資金等を貸付 【借入額】50～2,000万円 （掛け金納付月数に応じて掛け金の7割～9割）		中小企業基盤整備機構 共催事業グループ 小規模共済融資課 ☎03-3433-8811
	㉘ 労働保険料などの申告・納期限などの延長	事業主などについて令和6年1月1日以降の労働保険料などの申告・納期限などを延長		富山労働局 労働保険徴収室 ☎076-432-2714
	㉙ 雇用調整助成金の特例措置	雇用調整助成金の受給に係る要件の緩和		雇用調整助成金コールセンター ☎0120-603-999
援農林水産業者への支	㉚ 農業経営安定資金（農協関係資金）の貸し付け	農業経営の安定のために必要な資金を貸し付け 【限度額】1,000万円		県農業経営課 ☎076-444-3273
	㉛ 漁業近代化資金【設備資金】の貸し付け	漁業を営む個人・法人、漁協、水産加工業を営む個人・法人、水産加工業協同組合などに漁船建造資金や漁具購入資金などの設備資金を貸し付け 【限度額】1,800万円～3億6,000万円（漁協などは12億円）		県水産漁港課 ☎076-444-3291

区分	項目	内容	り災証明書の要否	問合せ先
市税の減免など	③⑨ 固定資産税の減免	家屋などが半壊以上の被害を受けた人の固定資産税を損壊の程度に応じて減免	必要	税務課 ☎74-8045
	④⑩ 市民税（個人）の減免	住宅が中規模半壊以上の被害を受けた人の市民税（個人）を減免	必要	税務課 ☎74-8043
	④⑪ 国民健康保険税の減免	住宅が半壊以上の被害を受けた世帯の国民健康保険税を減免	必要	税務課 ☎74-8043
	④⑫ 納税（徴収）猶予	被災して市税の納付が困難な場合に納付（徴収）を猶予	必要	税務課 ☎74-8041
	④⑬ 介護保険料の減免・納付（徴収）猶予	住宅が全壊、半壊し、納付が困難な第1号被保険者の介護保険料を減免または納付（徴収）を猶予	必要	福祉介護課 ☎74-8066
	④⑭ 介護保険利用料の免除	住宅が全壊、半壊したなどの場合に介護保険利用料を免除 【免除期間】令和6年9月末まで	必要	福祉介護課 ☎74-8066
	④⑮ 障害福祉サービス等の利用者負担額の免除	住宅が全壊、半壊したなどの場合に障害福祉サービス等の利用者負担額を免除 【免除期間】申請から6か月間	必要	福祉介護課 ☎74-8066
	④⑯ 保育料の減免	住宅が著しい損害（世帯の総所得の40%以上の額）を受けた世帯の保育料を減免 【申請期限】令和7年3月31日(月)まで	必要	子育て支援課 ☎74-8116
	④⑰ 国民健康保険一部負担金の免除	住宅が全壊、半壊したなどの場合に一部負担金を免除 【免除期間】令和6年9月末まで	不要	市民課 ☎74-8061
	④⑱ 後期高齢者医療保険料の減免・納付（徴収）猶予	住宅が全壊、半壊したなどの場合に保険料を減免または納付（徴収）を猶予 【申請期限】令和7年3月31日(月)まで	必要	市民課 ☎74-8061
	④⑲ 後期高齢者医療保険一部負担金の免除	住宅が全壊、半壊したなどの場合に一部負担金を免除 【免除期間】令和6年9月末まで	不要	市民課 ☎74-8061
	⑤⑰ 国民年金保険料の納付免除	住宅、家財、その他財産についておおむね2分の1以上の損害を受けた場合に保険料の納付免除	必要	市民課 ☎74-8061
	⑤⑰ 個人事業税の減免	個人事業主が事業用資産や住宅、家財に損害を受けた場合に減免	詳細はお問い合わせください。	総合県税事務所 ☎076-444-4506
	⑤⑱ 不動産取得税の減免	災害で使用できなくなった不動産に代わる不動産を取得した場合に減免		総合県税事務所 ☎076-444-4505
	⑤⑲ 自動車税種別割の減免	災害で自動車被害を受け、修繕費を支出した場合に減免		総合県税事務所 (自動車税センター) ☎076-424-9211
⑤⑳ 自動車税環境性能割の減免	災害で自動車使用できなくなり、代替りの自動車を取得した場合に減免			
⑤㉑ 国税の申告・納付などの期限の延長	国税に関する申告、申請、納付などの期限延長	国税庁 (高岡税務署) ☎21-2501		